平成３０年（再イ）第６号
大分県大分市大字皆春290―１　コンフォール皆春106号、住民票上の住所熊本県宇城市松橋町きらら２丁目２番地９
再生債務者　中西　喜潮
１　決議に付する再生計画案　平成30年６月４日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月５日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月５日まで
平成30年６月21日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（再イ）第４９号
神戸市垂水区西舞子９丁目５番７号
再生債務者　日笠山義弘
１　決議に付する再生計画案　平成30年６月14日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月12日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月12日まで
平成30年６月21日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成３０年（再イ）第１９号
兵庫県姫路市網干区和久136番地
再生債務者　田淵　駿介
１　決議に付する再生計画案　平成30年６月13日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月12日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月19日まで
平成30年６月21日　神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（再イ）第５号
徳島県徳島市庄町５丁目81番地の195　ロイヤルⅡ　204号室
再生債務者　蔭原　里香
１　決議に付する再生計画案　平成30年５月14日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月12日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月19日まで
平成30年６月21日　徳島地方裁判所民事部

平成３０年（再イ）第６号
徳島県徳島市不動東町４丁目1533番地
再生債務者　下塚　潤一
１　決議に付する再生計画案　平成30年５月14日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月12日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月19日まで
平成30年６月21日　徳島地方裁判所民事部

平成３０年（再イ）第５号
三重県桑名市陽だまりの丘５丁目618番地
再生債務者　西尾　吉史
１　決議に付する再生計画案　平成30年６月４日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月13日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月13日まで
平成30年６月22日　津地方裁判所四日市支部

平成３０年（再イ）第８号
三重県四日市市城東町８番７号
再生債務者　山口　茂樹
１　決議に付する再生計画案　平成30年６月15日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月13日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月13日まで
平成30年６月22日　津地方裁判所四日市支部

平成３０年（再イ）第３号
兵庫県加古郡播磨町北野添２丁目21番50―11号
再生債務者　沖　　康司
１　決議に付する再生計画案　平成30年６月８日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月13日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月20日まで
平成30年６月22日　神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（再イ）第７号
広島県福山市本庄町中１丁目５番25号
再生債務者　大橋　英司
１　決議に付する再生計画案　平成30年６月18日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月13日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月13日まで
平成30年６月21日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（再イ）第８号
広島市安佐南区古市４丁目13番３号
再生債務者　佐島　悠太
１　決議に付する再生計画案　平成30年５月15日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月19日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月19日まで
平成30年６月21日
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（再イ）第２４号
広島市中区大手町３丁目11番21―702号
再生債務者　森田　恵斗
１　決議に付する再生計画案　平成30年６月５日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月19日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月19日まで
平成30年６月21日
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第４６号
愛媛県松山市久谷町甲２番地２
再生債務者　渡部　広幸
１　決議に付する再生計画案　平成30年６月22日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月20日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月20日まで
平成30年６月22日　松山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成３０年（再イ）第９６号
大阪市都島区中野町１丁目２番２―506号
再生債務者　谷口　未哉
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成30年６月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再イ）第６８号
京都府八幡市男山泉１番地11　レオパレスフォーチュネイト103
再生債務者　鈴木　孝一
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成30年６月22日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第８号
千葉県船橋市夏見２丁目10番10―207号
再生債務者　松本　啓介
１　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年７月10日まで
４　一般異議申述期間　平成30年７月24日から平成30年８月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（再ロ）第４号
山形県天童市大字高擶北85番地
再生債務者　秋葉　正則
１　決定年月日時　平成30年６月21日午後２時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年７月19日まで
４　一般異議申述期間　平成30年８月２日から平成30年８月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（再ロ）第１号
新潟県燕市灰木1323番地
再生債務者　樋山　利治
１　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年７月19日まで
４　一般異議申述期間　平成30年８月２日から平成30年８月23日まで
新潟地方裁判所三条支部